

○印旛郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年11月18日

条例 第 5 号

改正 平成27年2月10日 条例第2号 令和2年2月17日 条例第3号
平成28年3月28日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書の作成)

第2条 管理者は、毎年12月末日までに、前年度における人事行政の運営状況を報告書にとりまとめなければならない。

(報告事項)

第3条 管理者が前条の規定により報告書にとりまとめなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員の数の状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 千葉県市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年9月末日までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (公表の時期)

第6条 管理者は、毎年3月末日までに、第2条の規定による報告書の概要を公表するとともに、第4条の規定による報告を受けたときは公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次の各号に掲げる方法のうち1以上 の方法により行うものとする。

- (1) 組合の広報紙に掲載する方法
 - (2) 組合に閲覧場所を設けて公衆の閲覧に供する方法
 - (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月10日条例第2号）

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月17日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。